

第二十五 總
闍羅王の使の鬼召さるる人の饗を受けて恩を報ゆる

讃岐国山田郡に布敷臣衣女といふひと有り。聖武天皇の代に、衣女忽に病を得。時に偉しく百の味を備へて門の左右に祭り、疫神に略ひて饗す。闍羅王の使の鬼來りて衣女を召す。其の鬼走り疲れ、祭れる食を見て廻りて就きて受く。鬼衣女に語りて言はく「我れ汝が饗を受く。故に汝の恩を報いむ。もし同じ姓同じき名の人有りや」といふ。衣女答へて言はく「同じき国鶴垂郡に同じき姓の衣女有り」といふ。鬼衣女を率て、鶴垂郡の衣女の家に往きて、対面す。すなはち縛の囊より一尺の鑿を出して、額に打立て、すなはち召して將去。彼の山田郡の衣女は懲して家に帰す。時に闍羅王待ち校へて言はく「此郡の衣女を召せ」とのたまふ。鬼僕すこと得ず、荐め山田郡の衣女を召して将來る。闍羅王待ち見て言はく「當に是れ召せる衣女なり」とのたまふ。往ける彼の鶴垂郡の衣女は、家に帰る。二日の頃を経て鶴垂郡の衣女の身を焼失ふ。

第二十五縁 今昔物語集二十ノ十八に書承。
 一香川県高松市。二未詳。本説話以外に所伝をみない。布師臣(新撰姓氏録和泉國皇別)と同じと考え、「ぬのしのじのおみと訓んでおく。三未詳。広記・二二三・章授の冥界の使者の鬼が人を病にして死に至らしめる例より推測すれば、本説話の鬼と疫神とは同一か。疫神を祭る風習の意味を説明しようとする説話として、本説話は考えられよう。四国会図書館本訓秋穂於母禰利豆。五香川県丸亀市、綾歌郡、仲多度郡、あり。六未詳。吉岡良祐の「日本地理志料」によれば鶴見郡川津郷に布師首宮麻呂が所住。七本来死ぬはずであった者が代理の者が鬼に殺される場に立ち会う例に、搜神記・十六・施義抄。八香川県丸亀市、綾歌郡、仲多度郡、あり。九未詳。張闍、がある。十本説話では、冥界とのかかわりを有する者はアカ系色のものを身につける。「額著縛縛」(中巻七縁)「下著縛」(下巻九縁)など。十一本説話の使者の鬼が人の頭部に金属器を打ちこんで人を死に至らしめる例に、搜神記・十六・施義抄。十二本説話では用いた。この語は古くより存在したと推測してもよいのではなかろうか。十三身体を失つた鶴垂郡の衣女は。十四山田郡の衣女の身体は、鶴垂郡の衣女の身體となつてよみがえた。本説話は山田郡の衣女を主人公として叙述されている。下文に「備鬼賄鬼、此非功虛」とあるのより推せば、鬼に賄ひて山田郡の衣女の身体はそのかいありて蘇生した、として本説話は把握されている。山田郡の衣女の身体が鶴垂郡の衣女の身体となつたことが、山田郡の衣女の蘇生としてとらえられてゐる。身体の蘇生すなわちその人の蘇生、といふ考えである。死に際して魂が肉体から分離して輪廻し生死轉する主体となる、という考えとは異なる。説話の展開は中国説話の世界に類例を見るが、その根柢の身体觀は異なる。下巻三十八縁には景戒自身の火葬に関して、本説話とは異なるった身体觀にもとづいた説話をみえる。

五死して蘇生した者が周辺の人々に、自分は別人の何某であると告げる例に、広記・三七の李簡・竹貞・陸彥(うべな)・范季貞などがある。疫神がすなわち鬼なのである。この説話では鬼に食事を与へたことが無駄になつてゐる(武田祐吉)といふ判断は誤り。山田郡の衣女は鬼に賄ひたかいあつて鶴垂郡の衣女の身体となるといふかたちで蘇生した。七この教訓は笑いをめざす。

第二十六 總
いまだ仏の像を作畢らずして棄てたる木異靈しき表を

禅師広達は、俗姓下毛野朝臣、上総国武射郡の人なり。一は群馬郡の人と云ふ